

平成 26 年度ネットトラブル注意報

- 第 1 号「SNS 利用に係る注意点」(平成 26 年 4 月)
- 第 2 号「LINE の利用トラブル」(平成 26 年 5 月)
- 第 3 号「個人情報や肖像権をめぐるトラブル」(平成 26 年 6 月)
- 第 4 号「ツイキャスを利用したトラブル」(平成 26 年 7 月)
- 第 5 号「twitter への不適切な書き込みによるトラブル」(平成 26 年 8 月)
- 第 6 号「成りすまし被害について」(平成 26 年 9 月)
- 第 7 号「ネットの匿名性に関する誤解について」(平成 26 年 10 月)
- 第 8 号「他者を誹謗中傷する書き込みについて」(平成 26 年 11 月)
- 第 9 号「フィッシング詐欺について」(平成 26 年 12 月)
- 第 10 号「心無い投稿とその後の影響」(平成 27 年 1 月)
- 第 11 号「インターネットとマルチ商法」(平成 27 年 2 月)
- 第 12 号「プライバシーの侵害について」(平成 27 年 3 月)

注) 転載する場合、フォントや改行の変更は構いませんが、文章の変更はせず、そのまま御使用くださるようお願いいたします。

◆◆◆第 1 号「SNS 利用に係る注意点」◆◆◆

■児童生徒の SNS 等の利用が増える時期です。

児童生徒が進学や進級等をきっかけに、携帯電話やスマートフォンを、保護者から買い与えてもらい、SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) 等を使い始める時期です。

児童生徒の間では、Twitter や LINE 等のアプリが人気です。特にこの時期は、氏名だけでなく、入学した学校名やクラス、所属している部活動などをプロフィールに書き込んでいる児童生徒が多く見受けられます。

■個人情報を書き込むことの危険性

インターネットに個人情報を書き込むと、どのような危険性があるのでしょうか。

児童生徒自身は自分の投稿等を見ているのは友人など周囲の人だけだと思いがちであるようです。

しかし、プロフィール等に、自分の写真を掲載すると、誰かに悪用されてしまったり、写真を見た誰かに一方的に好意を寄せられ、ストーカー被害に遭ったりする可能性があります。

安易にインターネット上で知り合った人物のプロフィールを信じて、自分の個人情報を相手に教えてしまい、誘い出し被害に巻き込まれるケースも起こっています。

また、児童生徒自身は意識していなくても、郵便物や家族とのメールのやりとりを写真として公開し、その写真に児童生徒の住所や電話番号、メールアドレスなどが映り込んでいることがあり、自分は正しく使っているつもりでも、安全であるとは言いきれません。

プロフィール欄での自己紹介から、個人を特定され、これらの被害に遭ってしまう場合があります。

各自が個人情報を掲載することの危険性を十分に認識し、個人が特定できるような情報の発信には、十分な注意を払う必要があります。

◆◆◆第2号「LINEの利用トラブル」◆◆◆

■無料通話アプリの利用トラブル

児童生徒の間では、LINE（ライン）やカカオトークといった、「無料通話アプリ」と呼ばれるコミュニケーションサービスが流行しています。文字や画像を使ったやり取りが児童生徒には人気です。

主にスマートフォンで利用されており、1対1や複数人でメッセージのやり取りが可能です。非常に便利なアプリですが、使い方によってはトラブルが起きることもあります。

■コミュニケーショントラブル

「無料通話アプリ」では、短い文章でやりとりされることが多いため、「言葉足らず」となり、発信者の真意が、相手にうまく伝わらず、相手の気分を害し、友人関係が悪化してしまうことがあります。

実際に悪口を書き込まれ、自殺や暴行事件に発展した事例もあります。

また、相手がメッセージを読むと、「既読」という文字が表示される等、メッセージを読んだことが分かる機能があります。いつまでも相手が返信しないことを、児童生徒は「既読無視（既読スルー）」といいますが、相手から返信が来ない場合、その苛立ちを相手にぶつける児童生徒もいます。

■仲間外れ（グループ外し）

クラスや部活動の仲間など、複数人でグループを作り、グループ内でメッセージのやり取りができる機能があります。

特定の児童生徒をグループに参加させなかったり、参加しているグループから強制的に退去させられたりするとといったいじめやトラブルも生じています。

グループに参加できずにいる児童生徒は、グループの会話で自分の悪口を言われているのではないかと不安になる場合もあります。

■その他のトラブル

他にも、友人とのやりとりだから大丈夫だろうと送った個人的な写真やメッセージを、勝手にインターネット上に公開されたり、見知らぬ人と知り合うことで性的被害などのトラブルに巻き込まれたりする事例も起きています。

児童生徒には、以下の基本的なルールを守らせ、それでもトラブルが起きたときには、決して自分だけで解決しようとせず、教員や保護者といった信頼できる大人に直接相談するよう、児童生徒が相談しやすい環境を作っていくことが大切です。

- ・相手に直接言えないことは、インターネットでも書かない。
- ・相手を思いやり、相手の都合や時間帯などを考えて利用する。
- ・見知らぬ人とはやりとりしない。

◆◆◆第3号「個人情報や肖像権をめぐるトラブル」◆◆◆

■他人の個人情報を公開

児童生徒が、他人の顔写真や氏名、住所などをインターネット上に公開してしまう場合があります。

最近では、Twitter（ツイッター）上で、児童生徒が他人の個人情報を公開しているものを見受けられます。

個人情報は、顔写真や氏名、住所だけとは限りません。写真や動画であっても、個人を特定できる情報であれば個人情報に該当します。自分だけでなく、他人の個人情報を安易に

インターネットに公開することで、次のようなトラブルに巻き込まれる可能性があります。

■なりすまし被害

児童生徒が友人の写真をインターネット上に公開した場合、悪意をもった人間が、その写真を勝手に利用（コピー）し、インターネット上でその友人になりすまし、他人を誹謗中傷する書き込みをしたり、わいせつ目的で他の児童生徒を誘い出したりする危険性があります。

■ストーカー被害

友人の写真を見た人間が、その友人に好意をもち、学校や自宅などを特定し、ストーカー行為をする危険性もあります。たとえ、友人から写真を公開する許可を得ていたとしても、友人がトラブルに巻き込まれてしまう可能性があるということを認識する必要があります。

■肖像権の侵害

多くのスマートフォンや携帯電話にはカメラ機能があり、気軽に写真を撮影し、インターネット上に公開することができます。しかし、他人の写真を勝手に公開することは、肖像権の侵害に当たります。

過去には、飲食店や電車などの公共の場で、見ず知らずの人を勝手に撮影し、身体的特徴をからかう書き込みとともに、その人の写真をインターネット上に公開したことから、大きなトラブルに発展した事例もあります。

■その他のトラブル

他人の個人情報を勝手に公開することで、人間関係がこじれる場合もあります。

写真でなくとも、氏名や住所、電話番号などの公開から、個人情報を公開された人が、いたずらやつきまといなどの嫌がらせを受ける可能性があります。

児童生徒は、他人の個人情報の公開や肖像権といった、他人の権利に対する意識がまだ低いものと思われます。友人同士で撮った日常生活の写真などを、日記感覚で（悪意なく）公開してしまうことも多々あるようです。他人の写真・動画等を公開する際は必ず相手の了解を得ること、また、個人情報を公開することで、このようなトラブルに遭う可能性があるということを、しっかりと認識させることが大切です。

◆◆◆第4号「ツイキャスを利用したトラブル」◆◆◆

■動画の配信

現在はパソコンだけでなく、スマートフォンを利用して動画の配信を行うことができ、録画された動画だけではなく、ライブ配信（生中継）も行うことができます。

代表的な動画配信サイト、「ツイキャス (TwitCasting)」などでは、プロフィール上に学校名などを記載して、動画の配信を行っている児童生徒が見受けられます。

また、動画に対して視聴者がインターネット上で、コメントを書き込むことができるため、配信者とコミュニケーションを取ることも可能となっています。

■動画配信のトラブル

動画は静止画よりも、多くの情報が含まれているため、動画配信サイトのプロフィール上に個人情報を記載していなくても、動画に映り込んだ制服や教室、発言内容などの情報を基に氏名や学校名・アルバイト先などが特定されてしまうこともあります。そのため、飲酒・喫煙やアルバイト先での悪ふざけといった、不適切な動画を配信してしまうと、動画を見た視聴者から、本人だけでなく、学校やアルバイト先にも苦情が寄せられるなど、周囲を巻き込むトラブル（炎上騒ぎ）に繋がる場合もあります。

また、動画の配信を続けていると、「視聴者の数を増やしたい」、「多くのコメントを送ってほしい」といった気持ちになり、中には視聴者を増やすため、「風呂あがり」や「制服姿」といったタイトルの動画を配信している者も見受けられます。しかし、そのような動画を配信することで、悪意を持った人物に目をつけられ、性非行の誘いを受けたり、ストーカー被害に遭ったりといった危険性もあります。

最近では学校内から動画の配信を行っている児童生徒もいます。配信を行った動画に教員が映り込んでいた場合、視聴者から「学校内での撮影を教員が黙認しているのではないか」といった抗議が、学校に寄せられる可能性があります。

スマートフォンの普及により、児童生徒でも気軽に動画をインターネット上に配信できるようになりましたが、使い方に関する指導がまだ追いついていないように見受けられます。

そのため、使い方を誤り、前述のようなトラブルに遭った結果、動画と共に個人情報もインターネット上に公開されてしまっているケースも見受けられます。このような情報は、一度でもインターネット上に公開されてしまうと、完全に消すことはできなくなります。

児童生徒にはトラブルに遭わないために、不適切な動画や、個人が特定できてしまう情報を含んだ動画を配信しないよう、その危険性とあわせて理解させることが大切です。

◆◆◆第5号「twitter への不適切な書き込みによるトラブル」◆◆◆

■不適切な書き込み

インターネットの利用において児童生徒は、友人や知人に悪ふざけの自慢や話題提供をしたいという気持ちから、飲酒・喫煙を行っている様子や、公共の場での悪ふざけの写真などをインターネット上に公開することがあります。しかし、このような書き込みは社会的に大きな騒ぎに発展し、当該児童生徒の将来に悪影響を及ぼすこともあります。

■不適切な行為を書き込んだことによるトラブル

児童生徒は、「自分の投稿を友人や知人以外の人物が見るわけがない」、「インターネットは匿名性があり、投稿者を特定することは出来ない」と誤解をしていることがあるようです。しかし、インターネット上の書き込みは誰でも見ることができます。また、Twitterなどのプロフィール欄の情報や過去の書き込みなどをつなぎ合わせることで、投稿者が特定されることもあります。(犯罪予告などの書き込みの場合には、警察が捜査を行うこともあります。)

実際、去年は高校生がコンビニエンスストアのアイスの冷凍庫に入り込んだ写真を、Twitter(ツイッター)に公開したところ、掲示板サイト上で騒ぎになり、投稿者の氏名や学校名などが特定されるということがありました。さらに、書き込みの内容や写真と共に、個人情報がコピーされ、インターネット上に広められてしまいました。その結果、書き込んだ本人だけではなく、学校や被害を受けたコンビニエンスストアにまで「不衛生だ」といった非難や苦情が相次いで寄せられることとなりました。その為、この店舗では商品の廃棄や冷凍庫の交換などの対応を要することになり、損害賠償請求の話がでる事態にまで発展してしまいました。

この事例では書き込みの内容がコピーされ、インターネット上に広められましたが、このような場合書き込みをすべて発見し、削除することは非常に困難です。また、書き込みを見つけたとしても、運営者に削除要請を拒否されることもあります。

このようにして、問題の書き込みがインターネット上に残り続けてしまうと、入試や就職の際に採用担当の目に留まってしまうなど、自身の将来に悪影響を及ぼす可能性があります。

す。

児童生徒には、書き込みは友人や知人だけでなく、自分の知らない多くの人が見ることができるということ、プロフィール欄や過去の書き込みなどから投稿者が特定されてしまう場合があるということを理解させることが重要です。また、軽い気持ちで投稿した1つの書き込みが、将来にまで影響を及ぼすかもしれないということを認識させることも大切です。

◆◆◆第6号「成りすまし被害について」◆◆◆

■なりすまし

インターネット上で他人になりすまし、誹謗中傷や嘘の書き込みをしたり、犯罪予告をしたりする事例が後をたちません。中には、SNSなどの利用者がなりすましにより、詐欺などの犯罪に巻き込まれた事件の報道を目にする機会が増えています。

■なりすましの目的

なりすましは、インターネット上で嘘の情報を発信して相手の反応を楽しんだり、他人の個人情報を収集して、迷惑メールや電話などのいたづらをしたり、時には、金銭を騙し取ったりする詐欺行為を目的としています。

■なりすまし被害の例

なりすましの被害に遭うと、自身の信頼や信用に傷がついてしまう、知人との仲が険悪になってしまう、といったトラブルに巻き込まれることがあります。実際にどのような被害があるのか、事例を紹介します。

SNSで友人や知人と交流していたAさんは、知人からインターネットで他人の悪口を書かないよう注意を受けました。まったく身に覚えがなかったため聞き流していたところ、Aさんを批判するメッセージが大量に届きました。原因を調べてみると、自分になりすました人物がSNSに誹謗中傷や卑猥な書き込みをしていることが分かりました。

Aさんはこの後、SNSの運営者に相談して対処してもらい、知人にもなりすましの被害に遭った事を説明してトラブルは解決しましたが、詐欺や犯罪に巻き込まれたケースでは、容易に解決できない場合も往々にあります。

■なりすまし被害を防ぐ対策

インターネット上に公開されている個人情報を利用されることが多いため、個人情報を公開するのはできるだけ避けましょう。

また、友人や知人から、普段と様子の違う連絡があった場合には、届いたメッセージやメールに返事をするのではなく、電話や直接会って本人であるかを確認してください。

自分のなりすましを見つけた場合には、自分の「なりすまし」がいることを、友人や知人など自分の関係者に伝え、連絡があっても返答をしないよう呼びかけてください。

また、サイトの運営者まで、なりすまし被害にあっていることを連絡し、少しでもなりすましによる被害の拡大を防ぐことが大切です。

◆◆◆第7号「ネットの匿名性に関する誤解について」◆◆◆

■インターネットを使った犯行予告の書き込み

平成26年9月に埼玉県警から県内のサイバー犯罪について、インターネット上の犯行予告に関する件数が計121件（前年比3.6倍）に増加したとの発表がありました。

過去の例では、自衛隊施設に対する爆破予告をインターネットに書き込んだ中学生が“偽計業務妨害”の疑いで補導されてしまうなど、児童生徒が加害者として係わってしまうケースもありました。

インターネットを利用した犯行予告の書き込みは、児童生徒への指導が必要な事案の一つになったと言えるでしょう。

■書き込みの影響と、匿名の誤解

児童生徒が犯行予告を書き込んでしまう要因の一つに、犯罪意識の薄さが挙げられます。爆破や殺害予告は、周辺住民や警察なども巻き込んだ大騒ぎとなり、刑事又は民事事件ともなり得てしまうのですが、書き込んだ本人は、注目を集める為の話題づくりや悪戯心で投稿し、犯行予告は犯罪であるとの思いに至らないケースもあるようです。

また、もう一つの要因として、掲示板を初めとするインターネットの投稿サイトは、ハンドルネームと呼ばれる偽名や匿名で投稿できるものが多い為、“投稿者が誰かは特定されないもの”と誤解している点も挙げられます。

■児童生徒と共に知っておくべきこと

インターネットが児童生徒にとっても日常的なツールとして急速に普及した昨今、その利便性と共に、不用意な書き込みは違法行為にも発展し“社会に対して多大な影響を与える”というインターネットの影響力を正しく理解する事が、これら犯行予告行為の自制を促す防止策として有効です。

特にインターネットへの書き込みは、表面上の匿名性から誰が書いたか分からないようにも見えますが、書き込んだ『日時』や『発信元』、更に『位置情報』などはプロバイダや通信事業者のシステム上に記録されるように作られています。スマートフォンからの書き込みも例外ではないのですが、それらは児童生徒に限らずあまり知られておりません。

警察などの公的な捜査機関は、捜査の際にこれらの記録を参考にできる為、容易に犯人を特定できるという事実を知る事で、犯罪となり得る犯行予告の書き込み行為を防げるのではないかと考えられます。

■リスクと共に正しい理解を得ることが肝要

インターネットへの犯行予告は、対象者のみならず関係各所を巻き込んだ大事件となり、書き込みをした本人の将来にも取り返しが付かない悪影響を与える可能性さえあります。児童生徒への指導においては、犯行予告等の不適切な書き込みを行わないように、前述のような危険性や事実と共に、その特性と影響力を正しく理解させる事が肝要です。

◆◆◆第8号「他者を誹謗中傷する書き込みについて」◆◆◆

■他者を誹謗（ひぼう）中傷する書き込み

平成26年度に総務省情報通信政策研究所が行なった、高校生のスマートフォン・アプリ利用のアンケートで対象となった高校生の9割が、ソーシャルメディアを利用しているとの結果が発表されました。多くの子供たちはソーシャルメディアを通して、コミュニケーションをとったり、情報交換をしたりと、様々な書き込みをしているようです。その中には相手をおとしめ、傷つけてしまいかねない表現をしてしまう、いわゆる他者を誹謗中傷する書き込みがあり、問題となっています。

■インターネットの誹謗中傷による事件の例

インターネットは、お互いに顔を見ることができないため、面と向かっては言いにくい言葉も簡単に書き込めてしまうことがあります。それは、他者を誹謗中傷する書き込みに対

しても言えることであり、実際にインターネット上で相手を中傷する書き込みをしたため、訴えを起こされ、名誉毀損として損害賠償の支払いにまで発展したケースもあります。このように、インターネット上の書き込みであっても、他人をおとしめる書き込みは、名誉毀損罪や侮辱罪等に問われる可能性があります。

■インターネットで発言をする前に

インターネット上の書き込みは、対面で話をする状況とは異なり、声のイントネーションや表情による感情表現が伝わらないため、たとえ気の知れた相手への投稿や、冗談のつもりであっても、読み手が冗談と解釈してくれるとは限りません。自分ではささいなことを書き込んだつもりでも、相手の受け止め方次第では、大きなトラブルに発展してしまう可能性があります。

児童生徒には、書かれた相手がどのように受け止めるかを考える「思いやりの心」と、送信する前に改めてその書き込みを読み返す「基本的な技術」が必要であることを教えることが大切です。

◆◆◆第9号「フィッシング詐欺について」◆◆◆

■不審なメール～フィッシング詐欺とは～
こんなメールが届いたことはありませんか。

～システム変更の通知とそれに伴う作業について～

平素からA銀行のオンラインバンクをご利用いただきありがとうございます。

平成xx年xx月xx日から弊社のオンラインバンクシステムが変更されることに伴い、お客様にはお手数かけますが、下記弊社のホームページに入り、口座番号・暗証番号を入力していただくことをお願いします。

実はこのメールは、実在する企業の名を騙り不正に個人情報を入力する、フィッシング詐欺と言われるネット犯罪の手口の一例です。

フィッシングとは、このように偽のメールやwebサイトを用意して消費者がこれに引っかかるのを待つことを魚釣りになぞらえた、ネット上の隠語です。

■被害の増加

経済産業省が支援しているフィッシング対策協議会によれば、フィッシング詐欺被害の届け出件数は平成24年度の828件から平成25年度15,171件となり、対前年度で約17倍以上と増加の一途をたどっています。また、被害が増加している原因の一つとして、人気のSNSやオンラインゲーム、オークションサイトなどの利用者が狙われていることが挙げられます。

■フィッシング詐欺の手口

代表的な手口としては、冒頭にもあるようなシステムの変更や登録情報の確認などの名目で、メールに記載されたURLから偽のwebサイトに誘導し、IDやパスワード、口座番号や暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報を入力させるというものです。最近では、メールに添付したファイルにウイルスを仕込み、ファイルを開くとパソコンやスマートフォンの中に保存されている個人情報を悪意のある第三者へ転送する仕組みなど、手口が巧妙化しています。

■被害に遭わないようにするには

企業が個人情報などの重要な情報の更新をメールで催促することは、ほぼありません。また、日頃から以下の点について気を付けるようにしましょう。

- ・電子メール内に記載されているURLをむやみにクリックしない
- ・パスワードは推測されないよう工夫し、定期的に変更する
- ・オンラインバンクの取引履歴やSNSのログイン履歴は定期的を確認する
- ・セキュリティソフトを導入する

とはいえ、フィッシング詐欺の手口は年々巧妙化し、インターネットを使い始めた児童生徒はもちろん、大人でさえも偽物と見抜くのは難しくなっているのが現状です。もし、不正出金や不正利用などの被害に遭ってしまった場合、契約しているクレジットカード会社や銀行などへ連絡し、パスワードの変更やサービスの利用停止について相談してください。あわせて、最寄りの消費生活センターや警察署に相談すると良いでしょう。

◆◆◆第10号「心無い投稿とその後の影響」◆◆◆

この時期になると、部活動や受験も一段落して、一息ついている児童生徒も多くなってくるとは思いませんか。同時に、時間と気持ちに余裕ができた児童生徒が、インターネットに悪ふざけをした自慢や、他人をおとしめるような心無い投稿をしてしまわないか心配になる時期でもあります。

■心無い投稿とその後の影響

ある学生が電車内に偶然乗り合わせた男女を無断で撮影し、中傷するようなコメントと共にその画像をSNS上に投稿したところ、多くのインターネット利用者の目に留まり、投稿した学生は氏名や学校名など個人情報が特定され、「炎上」騒ぎになったという記事が平成26年の12月に発表されました。

このような騒ぎになると、投稿した人物が被る影響はインターネットの中だけには留まりません。例えば、学校に苦情が殺到して厳しく指導されることや、進学や就職など進路を決定する様々な場面で悪影響がある可能性もあります。

「人の噂も七十五日」とは言いますが、インターネットへの軽はずみな投稿は永久に消ないこともあります。これにより生じる不利益が、人生を変えてしまうほど影響してしまう恐れもあります。

■Twitter 炎上に対する注目の高さ

総務省の調べによると、検索エンジン「Google」における、「Twitter 炎上」の日本での検索頻度は、平成22年頃より徐々に増え始め、平成25年から急激に高まっているという結果が出ています。

インターネットの投稿は、いつどこで誰が見ているかわかりません。

そのような状況の中で児童生徒には、インターネット上でのコミュニケーションは世界中から見られていること、また、投稿した内容一つで将来にまで影響を及ぼしかねないことを認識させることが重要です。

◆◆◆第11号「インターネットとマルチ商法」◆◆◆

インターネットがマルチ商法などの悪質商法に利用されてきており、特に若者からの被害相談が増えています。

マルチ商法（連鎖販売取引）とは、加盟者が新規加盟者を誘い、その加盟者がさらに別の

加盟者を誘引するという連鎖により被害を拡大する仕組みの事です。

■相談状況と手口

埼玉県の消費生活センターには平成25年度に458件のマルチ・マルチまがい商法の相談が寄せられ、そのうちの43.4%が20代以下の若者からでした。

SNS等で意気投合した相手から「必ず儲かる」と勧められ、借金をして数十万円の投資をして学習用DVDなどを購入した。友人を紹介するとマージンが入ると言われたが全く儲からず、借金の返済負担が大きく解約してお金を返してもらいたいといった相談が寄せられています。この相談内容を例にとり考えると、SNS上で知り合った相手を安易に信用し、必ず儲かるという話を鵜呑みにしてしまった点に問題があるといえます。

■なぜ若者が狙われているのか

インターネットの普及がマルチ・マルチまがい商法の手口に大きく影響を与えたわけではありません。ですが、インターネットを通じて、簡単に大人と若者がコミュニケーションを取れるようになったため、大人に比べて社会経験が乏しい若者が悪質商法や犯罪などの標的にされやすくなったと考えられます。

■被害にあわないために

インターネット広告やSNSで知り合った相手のプロフィールは、必ずしも事実であるとは限りません。よって、児童生徒に対しては、インターネット上で知り得た情報を鵜呑みにしないことやネット上の付き合いだけの相手方を安易に信用しないことを理解させる必要があります。また少しでも何か困ったことがあれば、周りの信頼できる大人に気軽に相談できる環境を整えておくことも重要です。

◆◆◆第12号「プライバシーの侵害について」◆◆◆

ニュースで事件が報じられた際、犯人を推測し、真偽不明のままその人物の氏名や顔写真、住所などの詳細な個人情報がインターネット上に拡散され、騒ぎになることがあります。個人情報の無断掲示は、最悪の場合、プライバシーの侵害や名誉毀損に当たる恐れがあります。

■相談件数が過去最大に

法務省の調べによると、平成25年のインターネット上における名誉毀損やプライバシーの侵害に関わる人権問題の相談件数は、平成16年の同件数に比べて約6倍の4,320件であり、過去最高の件数となっています。

■名誉毀損の例

ある犯罪事件について、事件とは無関係のAさんを加害者の親族であるとして、氏名や職場の情報がインターネット上に拡散された事例があります。

個人情報を拡散された後、Aさんのもとには、連日「死ね」といった中傷が相次ぎ、不安で眠れないなど、日常生活にも支障がでました。

拡散の情報源となった人物は、Aさんが被害届を提出した後、名誉毀損の疑いで書類送検されています。

■トラブル対策

児童生徒には、インターネット上で氏名や顔写真、学校名、住所、メールアドレスなど個人を特定できる情報の書き込み、および第三者が書き込んだ個人情報のコピー・転載は、取り返しがつかない事態を引き起こす危険性があることを理解させる必要があります。

また、無責任にうわさを広める行為は、相手を傷つけるだけでなく、うわさを信じた人々

に家に押しかけられたり、人目が気になり外出できなくなったり等、インターネット上だけでなく、現実の生活に影響を与えてしまう危険性もあります。誰もが加害者や被害者となる可能性があり、決して他人事ではないことをしっかりと教える必要があります。書き込みをする前に、相手の立場に立って、書き込む内容を考えさせるようにしましょう。